



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年8月2日火曜日 第2289号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	654
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	654
同意の成立(漁獲共済).....	655
建築士の免許の取消し.....	655
道路の区域変更(県道松山北条線外).....	655
道路の供用開始(県道長井方堀江線).....	655
道路の区域変更(県道猪伏西谷線).....	655
道路の供用開始(").....	656

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	656
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第963号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年8月2日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
奥島病院	松山市道後町二丁目2番1号	医療法人団仲会	平成26年8月1日まで

○愛媛県告示第964号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年8月2日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス喜田村店
今治市喜田村二丁目312-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年3月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,644平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
101台
イ 駐輪場の収容台数
76台
ウ 荷さばき施設の面積
193.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
18立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成23年7月21日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第965号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第966号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成23年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成22年8月5日	児 玉 英 志	二級建築士	愛媛県知事登録第4457号	死亡による

○愛媛県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市菅沢町甲800番4から 同市西谷乙248番3まで	旧	メートル 5 4～19 0 9 4～44 2	キロメートル 0 834 0 535	
			新	9 4～44 2	0 535	
"	湯山北条線	松山市菅沢町甲800番4から 同市西谷乙248番3まで	旧	5 4～19 0 9 4～44 2	0 834 0 535	
			新	9 4～44 2	0 535	
"	長井方堀江線	松山市西谷乙248番3から 同市菅沢町甲802番2まで	旧	5 4～19 0 9 4～44 2	0 676 0 535	
		松山市西谷乙248番3から 同市菅沢町甲800番4まで				
		松山市西谷乙248番3から 同市菅沢町甲800番4まで	新	9 4～44 2	0 535	
"	長井方堀江線	松山市菅沢町甲800番4から 同町乙391番5まで	旧	14 6～52 0	0 050	
			新	14 6～52 0 4 4～28 0	0 050 0 200	

○愛媛県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長井方堀江線	松山市菅沢町甲800番4から 同町乙391番5まで	平成23年 8月 2日

○愛媛県告示第969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8月 2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9079番3から 同字猪伏9193番3まで	旧	メートル 4.7~55.8	キロメートル 0.202	
			新	4.7~35.7	0.202	

○愛媛県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9079番3から 同字猪伏9193番3まで	平成23年 8 月 2 日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 8 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 6 月23日	特定非営利活動法人被害者こころの支援センターえひめ	武 井 義 定	松山市井門町544 - 4	本会は、犯罪等の被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対して、犯罪被害等に関する相談及び被害者等に対する物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による支援に関する事業を行い、もって福祉の増進、地域の安全及び人権の擁護に寄与することを目的とする。